

国際通貨基金(IMF)協定の改正

本協定改正の背景

- 各加盟国が有する基本票数の総投票数に占める割合が創設時の11.3%から現在2.1%まで低下。2002年の国連開発資金会議は、IMF及びIBRDに対し、その意思決定に開発途上国の意見をより一層反映するよう要請。
※総務会等における各国の投票権数は、基本票数(現行各国それぞれ250票)と割当額に基づく票数の合計(累次の増資により割当額に基づく票数が拡大)。
- アフリカ諸国から選出されている理事(2名)は、IMFの融資・技術支援の支援対象である多数のアフリカ諸国を理事会において代表する必要があるため、理事室の機能強化が必要。
- 近年、IMFの財政は深刻な状況にあり、安定的な歳入構造の確立は緊急かつ重要な課題。

国際通貨基金(IMF)とは？

- 1945年、国際通貨協力を通して健全な世界経済を促進するために設立。
- 目的は、世界貿易の均衡のとれた発展の進展、通貨の切下げ競争の防止、悪化した国際収支の秩序ある改善等。
- 本部はワシントン D.C.、185の加盟国で構成。

2008年4月、5月に基本票の増加及びIMFの投資権限の拡大等を目的とする協定改正案が総務会において承認され、また、本協定改正と併せて増資を行うことについても決定(本協定改正の発効は増資の発効要件)。

本協定改正のポイント

1. 基本票の増加 (総投票数のうち、出資額に関係なく各加盟国に平等に配分される基本票数を現在の各国それぞれ250票から3倍の750票に増加させるとともに、総投票数に占める基本票数の割合を今後更なる増資が行われる場合にも5.502%で維持する。)
※現時点での日本の総投票数は、133,378票(IMF全体の総投票数の6.00%で、第2位)。
2. 理事代理の増員 (一定数を超える加盟国を代表する理事が2名の理事代理を任命できるようにする。)
3. 投資権限の拡大 (IMFの保有する通貨の運用先を拡大するとともに、金の売却益の投資への使用を容易にする。)

我が国にとっての本協定改正受諾の意義

- 本改正は、併せて行われる増資の発効要件の一つであるため、4月2日の次回金融・世界経済に関する首脳会合及び4月25日の国際通貨金融委員会(IMFC)においてIMFの資金基盤強化が議論されることを見据え、我が国が本改正を早期に受諾し、他国にも早期の受諾を促すことは極めて重要である。
- 基本票の増加や理事代理の増員は、2008年11月15日の金融・世界経済に関する首脳会合宣言で提唱されているブレトン・ウッズ機関における途上国の投票権及び参加の強化に資するものである。
- 全加盟国中第2位の出資国である我が国としては、IMFの歳入基盤強化に資する本協定改正の発効のために最大限の努力を行うことが必要。